

平成26年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「予算案」 29件	
1	平成26年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成26年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成26年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成26年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成26年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成26年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成26年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成26年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成26年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
10	平成26年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	

11	平成26年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	○資料別紙
12	平成26年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
13	平成26年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
14	平成26年度秋田市水道事業会計予算の件	
15	平成26年度秋田市下水道事業会計予算の件	
16	平成26年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
17	平成25年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件	
18	平成25年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
19	平成25年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
20	平成25年度秋田市市営墓地会計補正予算（第2号）の件	
21	平成25年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第3号）の件	
22	平成25年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	
23	平成25年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の件	

24 25 26 27 28 29	平成25年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件 平成25年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件 平成25年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件 平成25年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）の件 平成25年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件 平成25年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	○資料別紙
「 条 例 案 」 46件		
○消費税関連 26件		
	<ul style="list-style-type: none"> - 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成26年4月1日施行 - 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）：平成24年8月22日公布、一部を除き平成26年4月1日施行 	<p>○改正理由 消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、施設の使用料等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 以下の55条例について、消費税および地方消費税の改正に伴い、それぞれの施設の使用料等の額を改める。 2 消費税以外の改正内容を含むものは、それぞれの条例ごとに内容を記載。
30	秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する件	(1) 秋田市行政財産使用料条例

31	秋田市平和公園条例等の一部を改正する件	(2) 秋田市平和公園条例 (3) 秋田市南西墓地条例 (4) 秋田市河辺墓地条例 (5) 秋田市北部墓地条例
32	秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件	(6) 秋田市市民サービスセンター条例
33	秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件	(7) 秋田市小規模水道施設条例
34	秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件	(8) 秋田市民交流プラザ条例
35	秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例の一部を改正する件	(9) 秋田市東西歩道橋等広告板使用料条例 ・新たにつり下げ広告の使用料を定める。
36	秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する件	(10) 秋田市河辺総合福祉交流センター条例
37	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件	(11) 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例
38	チャレンジオフィスあきた条例等の一部を改正する件	(12) チャレンジオフィスあきた条例 (13) 秋田市中高年齢労働者福祉センター条例 (14) 秋田市勤労者体育センター条例 (15) 秋田市勤労者総合福祉センター条例 (16) 秋田市リフレッシュガーデン条例
39	秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例等の一部を改正する件	(17) 秋田市雄和糠塚地区民間資本活用施設条例 (18) 秋田市河辺ユフォーレ公園施設条例 (19) 秋田市雄和観光交流館条例 (20) 秋田市雄和観光花き栽培園条例 (21) 秋田市雄和里の家条例

		(22) 秋田市雄和観光農産物加工所条例 (23) 秋田市雄和ふるさと温泉条例 (24) 秋田市雄和コテージ条例 (25) 秋田市雄和サイクリングターミナル条例 (26) 秋田市河辺岩見温泉条例 (27) 秋田市にぎわい交流館条例 (28) 秋田市中通一丁目自動車駐車場条例
40	秋田港振興センター条例および秋田市ポートタワー条例の一部を改正する件	(29) 秋田港振興センター条例 (30) 秋田市ポートタワー条例
41	秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件	(31) 秋田市大森山動物園条例 ・新たにビジターセンターの使用料等を定める。 ・大森山動物園の入園料の無料の対象を、中学生以下から高校生以下とする。
42	秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例等の一部を改正する件	(32) 秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例 ・高校生以下の使用料を無料とする。 (33) 秋田市市民農園条例 (34) 秋田市雄和体験学習交流施設条例 (35) 秋田市河辺生産物直売所施設条例
43	秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件	(36) 秋田市中心卸売市場業務条例
44	秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件	(37) 秋田市公設地方卸売市場業務条例 ・卸売業者市場使用料等の額の算定方法を改める。
45	秋田市道路占用等に関する条例および秋田市法定外公共物管理条例の一部を改正する件	(38) 秋田市道路占用等に関する条例 (39) 秋田市法定外公共物管理条例

46	秋田市準用河川管理条例の一部を改正する件	(40) 秋田市準用河川管理条例				
47	秋田市太平山スキー場条例の一部を改正する件	(41) 秋田市太平山スキー場条例				
48	秋田市都市公園条例の一部を改正する件	(42) 秋田市都市公園条例 ・高校生以下の文化施設の使用料および市内の高校生以下の運動施設の使用料を無料とする。				
49	秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する件	(43) 秋田市自転車等駐車場条例 ・アトリオン広場地下自転車駐車場の入出場時間を次のように改める。				
		<table border="1"> <tr> <td>現 行</td> <td>午前 9 時～午後 7 時</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>午前 8 時30分～午後 9 時30分</td> </tr> </table>	現 行	午前 9 時～午後 7 時	改正後	午前 8 時30分～午後 9 時30分
現 行	午前 9 時～午後 7 時					
改正後	午前 8 時30分～午後 9 時30分					
50	秋田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する件	(44) 秋田市自転車等の放置防止に関する条例				
51	秋田市立学校使用料条例等の一部を改正する件	(45) 秋田市立学校使用料条例 (46) 秋田市公民館使用条例 (47) 秋田市文化会館条例 (48) 秋田市太平山自然学習センター条例				
52	秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件	(49) 秋田市立千秋美術館条例 ・千秋美術館の観覧料の無料の対象を、中学生以下から高校生以下とする。				
53	秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する件	(50) 秋田市スポーツ施設条例 ・市内の高校生以下の使用料を無料とする。				
54	秋田市水道事業給水条例等の一部を改正する件	(51) 秋田市水道事業給水条例 (52) 秋田市下水道条例 (53) 秋田市地域下水道条例 (54) 秋田市個別排水処理施設条例				

55	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	<p>(55) 秋田市農業集落排水施設条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設の名称等から、金足農業集落排水施設を削る。
	○消費税関連以外 20件	○施行期日 平成26年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
56	<p>秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）：平成25年5月31日公布、同年6月30日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正（平成25年法律第21号）に準じ、指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬の額を、日額10,700円以内において従事時間に応じ任命権者が定める額とする。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
57	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長の期末手当額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成26年12月まで延長する。 2 市長の給料月額の10%ならびに副市長、常勤の監査委員および地方公営企業管理者の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成27年3月31日まで延長する。 <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>

<p>58 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育長の期末手当額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成26年12月まで延長する。 2 教育長の給料月額の5%を減ずる暫定的な特例措置の適用期限を、平成27年3月31日まで延長する。 <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
<p>59 秋田市空き家等の適正管理に関する条例を設定する件</p>	<p>○設定理由 市の空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、空き家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、危険な状態にある空き家等に対する措置等を定め、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。 2 条例の規定は、空き家等に係る問題について民事による事態の解決を図ることを妨げないこととする。 3 所有者等は、その所有等に係る空き家等が危険な状態にならないよう、当該空き家等を適正に管理しなければならないこととする。 4 市民等は、空き家等が危険な状態であると認めるときは、市長に対し情報を提供するよう努めることとする。 5 市長は、空き家等が危険な状態であると認める場合は、当該空き家等の所有者等の情報等の調査を行うことができることとする。

- 6 市長は、空き家等の適正な管理のために必要な限度において、職員に立入調査をさせることができることとする。
 - 7 市長は、空き家等が危険な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言し、又は指導することができることとする。
 - 8 市長は、助言又は指導にもかかわらず空き家等が危険な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとする。
 - 9 市長は、勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができることとする。
 - 10 市長は、空き家等の所有者等が命令に基づく措置を期限までに講じないときは、当該所有者等の氏名等を公表することができることとする。
 - 11 市長は、空き家等について緊急に危険を回避しなければならない状態にあると認めるときは、必要最小限の措置を講ずることができることとする。
 - 12 市長は、空き家等が危険な状態にあることが確認され、所有者等が不明であつて、かつ、助言又は指導等が必要であると認める場合は、所有者等を特定するための調査を行うことができることとする。
 - 13 緊急を要する場合における市の区域を管轄する警察その他の関係機関との連携について規定する。
 - 14 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。
- 施行期日 平成26年4月1日から

60	<p>公立大学法人秋田公立美術大学に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方独立行政法人法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、不要となった場合に市に納付しなければならない重要な財産を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市からの出資等に係る財産のうち、業務の見直し等により不要となった場合に市に納付しなければならない重要な財産は、当該納付の認可に係る申請日における帳簿価額が50万円以上の財産とする。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
61	<p>地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方独立行政法人法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、不要となった場合に市に納付しなければならない重要な財産を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市からの出資等に係る財産のうち、業務の見直し等により不要となった場合に市に納付しなければならない重要な財産は、当該納付の認可に係る申請日における帳簿価額が50万円以上の財産とする。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
62	<p>秋田市特別会計条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 市立秋田総合病院の地方独立行政法人への移行に伴い、新たに病院事業債管理会計を設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 新たに病院事業債管理会計を設置する</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>

63	秋田市手数料条例の一部を改正する件	<p>○改正理由</p> <p>犬又は猫の引取手数料を改めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に準じ、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請等に係る手数料を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犬又は猫の引取手数料の額を改める。 2 特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請等に係る手数料の額を改める。 <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
64	<p>秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き公布の日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>社会福祉法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、社会福祉審議会の委員の定数を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>社会福祉審議会の委員の定数を、52人以内とする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
65	<p>秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）：平成24年6月27日公布、一部を除き平成26年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（平成24年法律第51号）に伴い、共同生活援助に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重度訪問介護の対象者に、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者で、常時介護を必要とするものを加える。 2 平均障害程度区分を平均障害支援区分に改める。 3 短期入所事業者の従業者の員数に関する規定から指定共同生活介護事業所を削り、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を加えること等とする。

		<p>4 共同生活介護に係る規定を削る。</p> <p>5 宿泊型自立訓練および他の障害福祉サービスを利用している者の利用者負担の管理は、宿泊型自立訓練（生活訓練）事業所で行うこと等とする。</p> <p>6 指定共同生活援助事業所の管理者の基準等について規定する。</p> <p>7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業の人員、設備および運営に関する基準を定める。</p> <p>8 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例の規定を削る。</p> <p>9 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
66	<p>秋田市障害福祉サービスセンター条例等の一部を改正する件</p> <p>・地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号） ：平成24年6月27日公布、一部を除き平成26年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（平成24年法律第51号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>平均障害程度区分を平均障害支援区分とするとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
67	<p>秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う事業所に係る職員の配置の基準の特例を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 平均障害程度区分を平均障害支援区分とする。</p> <p>2 宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所のサービス管理責任者は、利用者の支援に支障がない場合は、常勤であることを要しないこととする。</p>

68	<p>秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件</p> <p>・食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第119号）：平成25年10月15日公布、平成26年4月1日施行</p>	<p>○施行期日 平成26年4月1日から</p> <p>○改正理由 食品衛生法施行規則の一部改正（平成25年厚生労働省令第119号）に伴い、食品衛生検査施設の設備の基準の特例を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 食品衛生検査施設の設備の基準に、都道府県等に検査を委託する場合の特例に係る規定を加える。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
69	<p>秋田市児童館条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 新たに上北手児童館を設置するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 上北手児童館を秋田市上北手猿田字苗代沢139番地12に設置する。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
70	<p>秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件</p> <p>・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）：平成25年12月4日公布、平成26年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 公立高等学校に係る授業料の不徴収制度の廃止に伴い、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から。施行日前から高等学校等に在学する者に対する授業料の徴収については、なお従前の例による旨の経過措置を規定する。</p>

<p>71 秋田市社会教育委員に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 社会教育法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 社会教育委員は、学校教育および社会教育の関係者等の中から委嘱することとするとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
<p>72 秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 高校生以下に係る赤れんが郷土館の観覧料を無料とするため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 赤れんが郷土館の観覧料の無料の対象を、中学生以下から高校生以下とする。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
<p>73 秋田市消防長および消防署長の資格を定める条例を設定する件</p> <p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）：平成25年6月14日公布、一部を除き平成26年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 消防組織法の一部改正（平成25年法律第44号）に伴い、消防長および消防署長の資格を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防長の資格は、消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長等の職に1年以上あったものであること等とする。 2 消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。 <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>

<p>74 秋田市火災予防条例の一部を改正する件 ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）：平成25年3月27日公布、一部を除き平成26年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
<p>75 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 金足農業集落排水施設の公共下水道への編入等に伴い、下水道事業および農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金足地区等の各一部の公共下水道の排水区域への編入に伴い、下水道事業の排水区域面積等を改める。 2 金足農業集落排水施設の公共下水道への編入に伴い、農業集落排水施設の排水区域面積等を改める。 <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
<p>「 単 行 案 」 10件</p>	
<p>76 平成25年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について承認を求める件</p>	<p>○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決処分年月日 平成26年2月4日 ・補 正 額 600,000千円 ・補正後の一般会計予算額 124,894,872千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 2,660,048千円 <p>※専決処分した理由 断続的な降雪等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>

77	公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件	○消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）等に伴い、公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可しようとするもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第23条第1項および第2項
78	包括外部監査契約を締結する件	○平成26年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日 ・契約金額 10,275,120円を上限とする額 ・契約の相手 吉岡順子(資格：公認会計士) ※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項
79	秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	○南部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 南部地域づくり協議会 ・指定の期間 平成26年5月12日～平成31年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
80	秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
81	秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
82	秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<ul style="list-style-type: none"> ○旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・ 指定管理者 旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
83	市道路線を認定する件	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・ 認定路線 5路線 延長2,675.2m ・ 認定後の市道路線延長 約2,007.5km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
84	東部市民サービスセンター(仮称)建築工事請負契約を締結する件	<ul style="list-style-type: none"> ○東部市民サービスセンター(仮称)建築工事請負契約を締結しようとするもの ・ 工事場所 秋田市広面字釣瓶町13番3 ・ 契約金額 702,000,000円 ・ 契約先 長谷駒・中央・加藤特定建設工事共同企業体 ・ 工期 平成27年7月24日まで ・ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 6,208.58㎡ 杭打ち工事 58セット 本体棟建築工事 <ul style="list-style-type: none"> R C造2階建 2,454.98㎡ ポーチ棟建築工事 <ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造平屋建 84.00㎡ 昇降機設置工事 1基 13人乗り(トランク付) 外構工事 一式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

85	平成25年度秋田市下水道事業会計 資本剰余金を処分する件	○秋田市下水道事業会計の補助金等を源泉 とする資本剰余金を取り崩そうとするもの ※提出根拠法：地方公営企業法第32条第3項
「 追加提案 」		
「 人 事 案 」 2 件		
86	人権擁護委員の候補者の推薦につ いて意見を求める件	○人権擁護委員高橋芳三氏の任期満了（平 成26年6月30日付）に伴い、その後任候補 者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
87	人権擁護委員の候補者の推薦につ いて意見を求める件	○人権擁護委員浅野進氏の任期満了（平 成26年6月30日付）に伴い、その後任候補 者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項